

でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後（改定日：2026年1月1日）
第34条	<p>第34条（下請法の遵守）</p> <p>1. 本利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」といいます）に定める下請代金の支払手段として用いられる場合には、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、下請法およびその関連通達に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとし、下請法およびその関連通達と本条の各項（第4項を含みます。）との間で齟齬・不一致が生じた場合には前者が後者より優先して適用されることを異議なく承諾します。</p> <p>2. お客さまが収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスに係るお預かり対象でんさいの原因債権につき、当該原因債権に関する商取引契約の定めに従い、ファクタリング対象債務者から手形の交付またはその他の方法による支払を受けることを希望する場合には、ファクタリング対象債務者に対し、ファクタリング対象債務者所定の手続により当該原因債権の支払基準日の1ヶ月前までに通知することにより、ファクタリング対象債務者から当該原因債権につき、商取引契約の定めに従い、支払基準日において手形の交付またはその他の方法による支払を受けることができるものとします。この場合、ファクタリング対象債務者は、かかる手形の交付またはその他の方法による支払を受けられる当該原因債権を、でんさいファクタリング支払サービスの中で当行に送付するでんさいお預かり人情報が記録されたデータより除外するものとします。ファクタリング対象債務者は、かかる処置を怠ったことにより当行またはでんさい買取人が被った一切の損害を賠償するものとします。</p> <p>3. 本利用契約に定める支払基準日とは、従来の手形による支払・決済において</p>	<p>第34条（取適法等の遵守）</p> <p>1. 本利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号）（以下「取適法」といいます）に定める製造委託等代金の支払手段として用いられる場合、その他手形、電子記録債権または一括決済方式に関する法律およびこれらの法律に関連する政令・規則・運用基準その他のガイドライン（取適法とあわせ、以下総称して「取適法等」といいます）に従った取扱いが求められる場合には、お客さま、ファクタリング対象債務者、でんさい買取人および当行は、取適法等に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとします。この場合、当行およびでんさい買取人は、お客さまとファクタリング対象債務者との間の取引に取適法等が適用されるか否か等、取適法等に関する確認・照合の義務も判断の責任も一切負わないものとします。</p> <p>2. ファクタリング対象債務者は、お客さまが第6条第3項または第11条に基づき当行またはでんさい買取人より支払を受けることができないとき、その他お客さまが本サービスを通じた下請代金の支払を受けることができないときは、支払を受けることができなかつた額に相当する金額を、取適法等の定める基準に従ってお客さまに対し支払うものとします。この場合、かかるファクタリング対象債務者によるお客さまに対する支払については、第6条第3項、第11条その他本利用契約の規定の適用はないものとします。</p> <p>3. お預かり対象でんさいについて、お客さまとファクタリング対象債務者との間で紛議が生じた場合でも、当行およびでんさい買取人は、当該お預かり対象でんさいに</p>

	<p>手形の振出・交付が行われていた日に相当する日に当たり、かつ、商取引契約に基づくお客様のファクタリング対象債務者に対する給付の日から60日以内でありかつできる限り短い期間内において定められているものとします。</p> <p>4. お預かり対象でんさいに係る原因債権について支払基準日からその支払期日までの期間、ならびにお預かり対象でんさいについて支払基準日からその支払期日までの期間は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 支払基準日が2024年10月31日以前である場合、上記期間のいずれも120日以内（ただし、繊維業に関する下請代金の支払である場合には90日以内）。</p> <p>(2) 支払基準日が2024年11月1日以降である場合、上記期間のいずれも60日以内。</p> <p>5. ファクタリング対象債務者は、お客様が第6条第3項または第11条に基づき当行またはでんさい買取人より支払を受けることができないとき、その他お客様が本サービスを通じた下請代金の支払を受けることができないときは、支払を受けることができなかつた額に相当する金額を、下請法の定める基準に従ってお客様に対し支払うものとします。この場合、かかるファクタリング対象債務者によるお客様に対する支払については、第6条第3項、第11条その他本利用契約の規定の適用はないものとします。</p> <p>6. お預かり対象でんさいについて、お客様とファクタリング対象債務者との間で紛議が生じた場合でも、当行およびでんさい買取人は、当該お預かり対象でんさいに係る決済資金（収納代行手数料控除後の金額）またはでんさい買取金相当額（割引料等控除後の金額）について本利用契約に従った支払を行い、また、その支払を行った後にお客さまにその返還を求めないものとします。本項の規定にかかわらず、本利用契約等に基づく当行またはでんさい買取人のファクタリング対象債務者に対する補償その他の権利行使は何らの影響を受けないものとします。</p>	<p>係る決済資金（収納代行手数料控除後の金額）またはでんさい買取金相当額（割引料等控除後の金額）について本利用契約に従った支払を行い、また、その支払を行った後にお客さまにその返還を求めないものとします。本項の規定にかかわらず、本利用契約等に基づく当行またはでんさい買取人のファクタリング対象債務者に対する補償その他の権利行使は何らの影響を受けないものとします。</p>
<特定仕	(新設)	ファクタリング対象債務者と当行との間で当行所定の内容および方法に従った「特

入先の取扱いに関する特約>		<p>定仕入先の取扱いに関する特約」を利用するための合意が有効に成立し、お客さまが同特約に定める特定仕入先（以下「特定仕入先」といいます）に該当する旨をファクタリング対象債務者より通知され、かつ、ファクタリング対象債務者が当行およびでんさい買取人に対し当行所定の手続によりその旨届け出ている場合、お客さまは、本利用契約の各規定にかかわらず、以下の規定が適用されることに異議なく承諾します。</p> <p>(1) 本利用契約に各々定義される「決済資金（収納代行手数料控除後の金額）」の中の収納代行手数料、「買取代金相当額（割引料等控除後の金額）」中の割引料等はいずれも一律 0 円として取り扱われるものとし、これらの定義はいずれもそのような手数料その他の費用が控除される前のものを意味するものとします。ただし、取適法等上特定仕入先による負担が許容される手数料その他の費用は除かれるものとします。</p> <p>(2) 第 3 条第 4 項に定める手数料は、決済資金または買取代金相当額から差し引く形でお客さまが負担することはないものとし、お客さまが負担する場合は、取適法上中小受託事業者による負担が許容される場合に限るものとします。</p> <p>(3) 第 9 条に関し、お客さまは包括方式にて支払基準日を包括扱支払日とする選択をしたものとみなし、その他かかる取扱いにより導かれる本規程上関連する各規定（第 10 条を含みますが、これに限られません）の不適用についても承諾したものとみなされます。</p> <p>(4) でんさい買取人および当行は、本利用契約の各規定に定める免責事項に加え、特定仕入先が取適法等に定める中小受託事業者に該当するか否か、お客さまとファクタリング対象債務者との間の取引に取適法等が適用されるか否か等、取適法等に関する確認・照合の義務も判断の責任も一切負わないものとし、ファクタリング対象債務者が当行およびでんさい買取人に当行所定の手續により届け出た特定仕入先に対し、本利用契約および当該届出書類の記載に従って当行およびでんさい買取人の過失なく事務を行う限り、収納代行サービスまたはでんさいファク</p>
---------------	--	---

		タリングサービスに関連してお客様、ファクタリング対象債務者その他の第三者が被った一切の損害等（通信等の障害に起因する損害等を含みます）に関し免責されるものとします。
--	--	--